

議案第 4 2 号

日出町手数料条例の一部改正について

日出町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 7 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町手数料条例の一部を改正する条例

日出町手数料条例（昭和 5 1 年日出町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 住民基本台帳に関する事務の項金額の欄中「(絵柄入りにあつては、4 0 0 円)」を削り、同表個人番号カード交付事務の項を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 個人番号カード交付事務の項を削る改正規定は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

理 由

絵柄入り住民票の写しに係る交付手数料及び個人番号カードに係る再交付手数料を廃止したいので提出する。